

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 令和8年度の保険料のお支払いと
資格確認書の一斉更新について ～

■ 7月に保険料額をお知らせします

令和8年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

①基礎賦課額（以下「医療分」とします。）

均等割 【1人当たり保険料】 59,963円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得－最大43万円) ×11.61%	=	医療分算出保険料 【限度額85万円】 (100円未満切捨)
---	---	--	---	---

②子ども・子育て支援納付金賦課額（以下「子ども分」とします。）

均等割 【1人当たり保険料】 1,364円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得－最大43万円) ×0.28%	=	子ども分算出保険料 【限度額2万1千円】 (100円未満切捨)
--	---	---	---	---

○1年間の保険料の上限額は、医療分85万円、子ども分2万1千円の計87万1千円になります。

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

||

令和8年度
年間保険料

◆ 保険料の軽減

① 均等割の軽減（年額）

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和36年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数－1)	7割軽減
43万円+(31万×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数－1)	5割軽減
43万円+(57万×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数－1)	2割軽減

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

※令和8、9年度医療分について、7割軽減に該当するかたは、国からの交付金により更に0.2割の減額を行っています。

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

●この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間の均等割が5割軽減となります。

(医療分：59,963円 → 29,981円、子ども分：1,364円 → 682円)

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

◆ 保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。(申し出によって「口座振替」も可能)

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する方は「年金天引き」の対象となりません。

「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

- (1) 介護保険料が「年金天引き」されていない方
(年金額が年額18万円未満の方)
- (2) 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、
介護保険料が天引きされている年金受給額の半分以上を超える方
- (3) 新たに制度に加入された方の半年の期間

※ご注意※

国民健康保険税の口座振替は自動継続されません。
再度、金融機関へ申し出を行ってください。

■ 資格確認書の有効期限が切れます

現在、交付している資格確認書の有効期限が令和8年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

■ 令和8年8月以降に使える「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付します

令和8年8月以降に使える「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月中に交付します。

◎資格確認書(はがき型)が届く方

- ・85歳以上の方
- ・84歳以下の方で、マイナ保険証をお持ちでない方

◎資格情報のお知らせ(A4サイズ)が届く方

- ・84歳以下の方で、マイナ保険証をお持ちの方

※資格情報のお知らせが届いた方であっても、なんらかの理由によりマイナ保険証での受診が困難であると届出された方には、**資格確認書**を交付します。

資格確認書交付を希望される方は、資格確認書交付申請書をお住いの市区町村窓口にご提出ください。
なお、資格確認書交付申請書は、市区町村の窓口でお渡ししているほか、広域連合のホームページにも掲載しています。

資格確認書

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限	令和9年7月31日
交付年月日	令和8年8月1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和7年7月7日
資格取得年月日	平成20年4月1日
負担割合	1割
発効期日	平成20年4月1日
原居区分	区分Ⅱ
発効期日	平成20年4月1日
発効期日	令和8年8月1日
特定医療区分	区分A
発効期日	平成20年4月1日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	99011000 広域市連合 (公印)

資格情報のお知らせ

資格情報のお知らせ	
氏名 広域 太郎	
住所 広域市連合町1丁目	
生年月日 昭和7年7月7日	
資格取得年月日 平成20年4月1日	
負担割合 1割	
発効期日 平成20年4月1日	
原居区分 区分Ⅱ	
発効期日 平成20年4月1日	
発効期日 令和8年8月1日	
特定医療区分 区分A	
発効期日 平成20年4月1日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印 99011000 広域市連合 (公印)	

■ 令和8年8月以降の医療機関への受診について

◎資格確認書が届いた方

資格確認書を医療機関等の窓口で提示してください。

◎資格情報のお知らせが届いた方

マイナ保険証を医療機関等の窓口で提示してください。

※資格情報のお知らせは、自身の資格情報を把握するためのものであり、資格情報のお知らせのみで医療機関等の受診はできません。なお、マイナ保険証の読み取りができない場合に、マイナ保険証とともに資格情報のお知らせを提示することで、正しい資格情報で医療機関等を受診することができます。

■「資格確認書」に限度区分等を記載することができます

資格確認書の以下①～③の欄については、本人の希望があれば、申請により併記することが可能です。

- ①限度区分…医療費が高額になったときの自己負担限度額や入院した時の食事代などの区分を示しており、前年の所得に応じて決まります。資格確認書の表記は次のとおりとなります。

限度区分	自己負担割合	対象者
現役Ⅲ	現役並み所得者 3割	住民税の課税所得（注１）が６９０万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅱ		住民税の課税所得（注１）が３８０万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅰ		住民税の課税所得（注１）が１４５万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
一般Ⅱ	一定以上所得者 2割	以下の（１）と（２）両方の要件に該当する方 （１）同一世帯に住民税の課税所得（注１）２８万以上１４５万円未満の被保険者の方がいる。 （２）同一世帯内の被保険者全員の「年金収入＋年金以外の合計所得金額（注２）」の合計金額が ・被保険者が１人の場合 → ２００万円以上 ・被保険者が２人以上の場合 → ３２０万円以上
一般Ⅰ	1割	住民税課税世帯で一般Ⅱに該当しない方
区Ⅱ		世帯全員が住民税非課税であり、区Ⅰに該当しない方
区Ⅰ		世帯全員が住民税非課税であり、以下のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が０円（注３） ・老齢福祉年金を受給している方

（注１）「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税基準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）であり、確定申告書（所得税）に記載された課税される所得金額とは異なります。

（注２）給与所得がある場合は、給与所得金額から１０万円を控除します。

（注３）公的年金控除は８０万６,７００円を適用します。給与所得がある場合は、給与所得金額から１０万円を控除します。

- ②長期入院該当日…直近１２ヶ月の入院日数が９０日を超える住民税非課税世帯（区Ⅱ）に該当し、申請により認定を受けている方のみ記載できます。

- ③特定疾病区分…特定疾病療養受療証をお持ちの方で資格確認書に併記を希望する場合は、申請により記載できます。資格確認書の表記は以下のとおりとなります。

特定疾病区分	認定した疾病名
区分A	人工腎臓を実施している慢性腎不全 （腹膜灌流のみを実施し人工腎臓を実施していない慢性腎不全を含む）
区分B	血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（いわゆる血友病）
区分C	抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群 （HIV感染を含み、厚生労働省大臣の定める者に係るものに限る。）

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒０６０－００６２

札幌市中央区南２条西１４丁目 国保会館６階

【電話】０１１－２９０－５６０１

役場住民課住民係

【電話】０１２５－６８－２１１２